

# 近畿各府県の最低賃金額一覧

(時間額・下段は発効年月日)

	大阪府	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	滋賀県	
問い合わせ先(各府県賃金課(室))	06-6949-6502	075-241-3215	078-367-9154	0742-32-0206	073-488-1152	077-522-6654	
ホームページアドレス	<a href="http://osaka-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/">http://osaka-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/</a>	<a href="http://kyoto-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/">http://kyoto-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/</a>	<a href="http://hyogo-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/">http://hyogo-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/</a>	<a href="http://nara-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/">http://nara-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/</a>	<a href="http://wakayama-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/">http://wakayama-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/</a>	<a href="http://shiga-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/">http://shiga-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/</a>	
地域別(府県)最低賃金	<b>909円</b> 平成29年9月30日	<b>856円</b> 平成29年10月1日	<b>844円</b> 平成29年10月1日	<b>786円</b> 平成29年10月1日	<b>777円</b> 平成29年10月1日	<b>813円</b> 平成29年10月5日	
特 定 最 低 賃 金	塗料製造業	<b>930円</b> 平成29年11月30日		<b>932円</b> 平成29年12月1日			
	鉄鋼業	<b>926円*</b> 平成29年11月30日		<b>922円</b> 平成29年12月1日		滋賀県最低賃金が適用されています	
	はん用、生産用、業務用 機械器具製造業	<b>912円*</b> 平成29年11月25日	京都府最低賃金が適用されています	<b>900円</b> 平成29年12月1日	<b>860円</b> 平成29年12月27日		<b>891円</b> 平成29年12月29日
	暖房・調理等装置、配管工事用 附属品、金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、船用機関 製造業						
	金属素形材製品、ボルト・ナット・ リベット・小ねじ・木ねじ等製 造業		<b>902円</b> 平成29年12月21日				
	輸送用機械器具製造業		<b>907円</b> 平成29年12月21日	<b>933円</b> 平成29年12月1日			
	自動車・同附属品製造業	<b>914円*</b> 平成29年11月30日					<b>896円</b> 平成29年12月29日
	計量器・測定器・分析機器・ 試験機製造業			<b>855円*</b> 平成29年12月1日			
	計量器・測定器・分析機器・試 験機製造業、光学機械器具・ レンズ製造業						<b>875円</b> 平成29年12月29日
	電子部品・デバイス・電子回 路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業	<b>910円*</b> 平成29年11月30日	<b>900円</b> 平成29年12月21日	<b>852円*</b> 平成29年12月1日	<b>849円</b> 平成29年12月27日		
	非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業	<b>910円*</b> 平成29年11月30日					
	繊維工業			兵庫県最低賃金が適用されています			
	紡績業、化学繊維製造業、そ の他の織物業、染色整理業、 繊維粗製品製造業、その他 の繊維製品製造業						滋賀県最低賃金が適用されています
	木材・木製品・家具・装備品 製造業				<b>816円**</b> 平成1年1月25日		
	印刷業		京都府最低賃金が適用されています				
	ガラス・同製品、セメント・同製 品、衛生陶器、炭素・黒鉛製 品、炭素繊維製造業						<b>888円</b> 平成29年12月29日
	自動車小売業	<b>910円*</b> 平成29年11月30日	時間額は京都府最低賃金が適用されています**	<b>861円</b> 平成29年12月1日	<b>851円</b> 平成29年12月27日		
	自動車(新車)小売業		<b>860円*</b> 平成29年12月21日				
	各種商品小売業 (百貨店、総合スーパーを含む)		<b>860円*</b> 平成29年12月21日	兵庫県最低賃金が適用されています			<b>818円*</b> 平成29年12月29日
百貨店、総合スーパー					<b>810円</b> 平成29年12月30日		

注： 特定最低賃金については、府県により適用される産業分類及び適用が除外される業務等が異なります。

※ 平成29年の各府県の地域別最低賃金が発効した日に、特定最低賃金が地域別最低賃金を下回ったため、それぞれの特定最低賃金が改定されるまでの間、各府県の地域別最低賃金が適用されます。

\*\* 日額も設定されておりますので、適用に際してはご注意ください。

— 詳しくは、該当府県の労働局賃金課(室)にお問い合わせください —

